

様式第8号(第11条第4項、第16条第3項及び第17条第3項関係)(第3面)

記載要領

1 港湾労働者派遣事業の許可の申請をしようとする場合の記載方法

1欄には、事業開始を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載して下さい。

2 港湾労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請をしようとする場合の記載方法

1欄には、許可の有効期間の更新を予定する日及びその日の属する事業年度の次の事業年度の終了の日を記載して下さい。

3 派遣事業対象業務の変更の許可の申請をしようとする場合の記載方法

(1) 1欄には、変更を予定する日及びその日の属する事業年度の終了の日を記載して下さい。

(2) 4欄から6欄までは、記載する必要はありません。

(3) 2欄及び3欄には、当該変更に伴い新たに港湾労働者派遣事業を行おうとする業務についてのみ記載して下さい。

4 2の①欄には、計画対象期間において、港湾労働法第12条第1項の許可を受けて行おうとする港湾労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用していることが予定される1日当たりの平均数を、当該労働者が主として従事する業務ごとに記載して下さい。

なお、「港湾荷役作業」に主として従事する労働者として計上した労働者については、「船内作業」に主として従事する労働者又は「沿岸作業」に主として従事する労働者として改めて計上しないで下さい。

イ 「船内作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

ロ 「はしけ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第3号に掲げる行為をいいます。

ハ 「沿岸作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(港湾運送事業法第2条第1項第4号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

ニ 「いかだ作業」とは、港湾運送事業法第2条第1項第5号に掲げる行為をいいます。

ホ 「船舶貨物整備作業」とは、港湾労働法施行令第2条第1号及び第2号に掲げる行為又はこれに先行し、若しくは後続する同令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(同令第2条第1号及び第2号に掲げる行為を行う事業の事業主が行うものに限る。)をいいます。

ヘ 「倉庫作業」とは、港湾労働法施行令第2条第3号及び第4号に掲げる行為(倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾労働法施行令第2条第3号に規定する港湾倉庫に係るものを営む者が行うものに限る。)をいいます。

ト 「港湾荷役作業」とは、船内作業及び沿岸作業をいいます。

5 2の②欄には、港湾労働者派遣事業の許可又は港湾労働者派遣事業の許可の有効期間の更新の申請の日の属する月の前月末を末日とする1年間にそれぞれの派遣労働者に対して支払った賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいいます。)の総額を、当該それぞれの派遣労働者が在籍していた日数の総数で除した金額を記載して下さい。

6 3の③欄には、港湾労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者(派遣元責任者の職務代行者を含む。)の位置を記載して下さい。

7 4欄には、個人の場合のみ納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載して下さい。ただし、申請者が当該申請に係る港湾における港湾労働法第2条第3号イに規定する事業主(一般港湾運送事業等(一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業)の事業主)であり、港湾労働法施行規則第11条第7項又は第16条第6項の規定により、港湾運送事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類を添付することを要しないこととされる場合には、当該欄には記載する必要はありません。

8 5欄には、株式会社のみ、持株数の多い順に5名記載して下さい。

9 6欄には、当該事業所の事業主が他に港湾労働者派遣事業を行っており、又は行おうとする事業所について記載して下さい。また、統括事業所に該当する事業所については、事業所の名称を○で囲んで下さい。

10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付して下さい。